

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成
24年3月30日京都市条例第 66 号）（環境政策局環境企画部環境指導課）

民法の一部改正により、未成年後見人に法人を選任することができるこ
となることに伴い、未成年者である申請者の法定代理人が法人である場合に
おける浄化槽保守点検業者（京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
第2条第2項に規定する浄化槽保守点検業者をいう。）の登録の要件及び申請
書の記載事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。ただし、
第4条第1項第3号の改正規定は、3月30日から施行することとしました。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 66 号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「代表者の氏名」を「代表者名」に改め、「。以下同じ。」を削り、同項第3号中「取締役」の右に「、執行役」を加え、「準ずる」を「準じる」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、名称及び代表者その他の役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）

第4条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「住所」の右に「（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）」を加える。

第7条第1項第4号中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同項第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 法人で、その役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

イ 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

（環境政策局環境企画部環境指導課）